

議案第 27 号

山陽小野田市立厚狭小学校の移転整備について
山陽小野田市立厚狭小学校について、下記のとおり移転整備すること。

令和 8 年 7 月 23 日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長 友 義 彦

記

1 移転整備する学校の名称

山陽小野田市立厚狭小学校（以下「厚狭小学校」という。）

2 位置及び土地面積

(1) 現在地	山陽小野田市大字厚狭 897 番地 2	25,456 m ²
(2) 移転先	（旧山口県立厚狭高等学校南校舎跡地）	
	山陽小野田市大字厚狭字岡崎 420-1	3,728 m ²
	山陽小野田市大字郡字岡崎 475-1	20,439 m ²
	山陽小野田市大字郡字上郡 523-1	136 m ²
	山陽小野田市大字郡字上郡 524	43 m ²
	計	24,346 m ²

3 移転先における整備内容

校舎、屋内運動場、屋外運動場

4 移転整備の理由

厚狭小学校を改築し、又は長寿命化改修するに当たり、令和 7 年度に耐力度調査を実施した。その結果、校舎 3 棟のうち 1 棟は、基準となる耐力度点数を下回り、学校施設を対象とする文部科学省の建て替えに係る国庫補助事業（危険改築）の対象となり、残りの 2 棟及び屋内運動場は、同省の長寿命化改修に係る国庫補助事業の対象となった。

現在地で校舎等を改築し、又は改修する場合は、仮設校舎を必要とし、工事完了までに時間を要する。また、仮設校舎を整備することにより屋外運動

場の使用の制限、工事による騒音等などの授業への支障が予想される。

これに対し、移転先で新たに校舎を整備する場合は、仮設校舎が不要となり、工期が短縮されることと併せて、騒音等の支障もなくなることから、移転整備するものである。

なお、移転先に校舎を整備する場合は、別敷地移転として、校舎3棟のすべてが学校施設を対象とする文部科学省の建て替えに係る国庫補助事業（危険改築）の対象となる。

5 通学区域の取扱い

厚狭小学校の移転整備に当たり、同校の通学区域は変更しない。

【議案第27号参考資料①】

厚狭小学校における児童数の推移見込み

(単位：人)

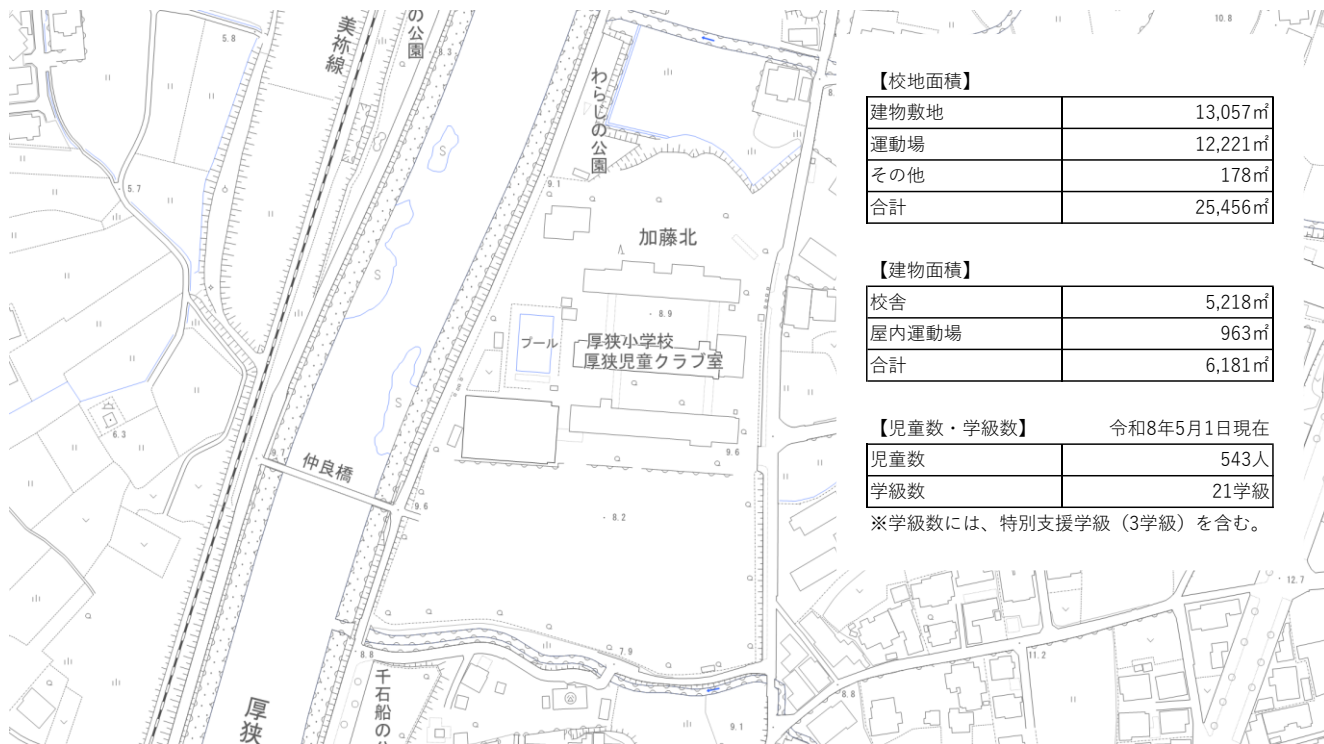
年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
通常学級	1年	75	76	72	70	63	61	77
	2年	81	75	76	72	70	63	61
	3年	87	81	75	76	72	70	63
	4年	99	87	81	75	76	72	70
	5年	92	99	87	81	75	76	72
	6年	96	92	99	87	81	75	76
特別支援学級		13	13	13	15	16	15	11
合計		543	523	503	476	453	432	430

※令和9年度以降の児童数は、令和8年5月時点の見込みによる。

【議案第27号参考資料②】

「厚狭小学校の校地・建物面積等」及び「旧厚狭高等学校南校舎跡地の土地面積」

【厚狭小学校】



【校地面積】

建物敷地	13,057㎡
運動場	12,221㎡
その他	178㎡
合計	25,456㎡

【建物面積】

校舎	5,218㎡
屋内運動場	963㎡
合計	6,181㎡

【児童数・学級数】

令和8年5月1日現在

児童数	543人
学級数	21学級

※学級数には、特別支援学級（3学級）を含む。

【旧厚狭高等学校南校舎跡地】



【土地面積】

合計	24,346㎡
----	---------